

常総市立小中学校授業支援ツール導入事業に係る調達仕様書

本仕様書は、常総市立小中学校授業支援ツール導入事業（以下「本事業」という。）について、基本的な考えを示したものである。

したがって、本仕様書に明記していない事項でも、本事業の目的を達成するために、効果的な取り組みと認められるものは、上限額の範囲内で追加提案することも可能である。

1. 本事業の概要について

(1) 事業名

常総市立小中学校授業支援ツール導入事業

(2) 事業目的

社会のあらゆる場所で、日常的にICTを活用されている。また、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」において、「令和時代における学校のスタンダード」として、「1人1台端末」の環境を整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない「公正に個別最適化された学び」の実現や「創造性を育む学びの場」を構築する必要性が示されたことを受け、常総市（以下「本市」という。）においても校内LAN環境及びタブレット端末の整備を行うとともに、教職員のICT活用能力向上のための研修の充実や支援体制の強化等を行い、学校教育のICT化を推進してきたところである。

この中で、「令和時代における学校のスタンダード」として、「1人1台端末」を日常的・効果的に活用し、円滑で最適な双方向授業及び協働学習や個別最適学習を行い、「教員の業務負担の軽減」及び「学力の向上」を目的に、授業支援ツールを導入する。

(3) 上限額

27,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

構築期間：契約日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

運用期間：令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで

(5) 調達方法

公募型プロポーザル方式

(6) 納入物品

本事業に係る成果品については、次に掲げるものを市が指定する日までに納入し、市の検収（検査）を完了させること。

①授業支援ツール運用計画書

- ②操作マニュアル及び研修資料
- ③ヒアリング等の打ち合わせ議事録及びその他資料
- ④ライセンス

※ライセンス数については、下記を参考とすること。

参考値であるため、各年度不足したライセンス数においても用意すること。

	児童生徒数	教職員数	予備	合計	備考
令和6年度	4112	378	30	4520	R6.5.1現在の情報を基に作成
令和7年度	3983	367	30	4380	■現時点の未就学児分については、R6.4.1時点の常総市の年齢別人口を基に作成
令和8年度	3867	357	30	4254	■教職員数については、「令和6年度の児童生徒数と教職員数の割合」から算出
令和9年度	3711	343	30	4084	■予備については、教育委員会、ICT支援員、ALTなどを想定
令和10年度	3577	331	30	3938	
令和11年度	3443	319	30	3792	

- ⑤ソフトウェア及びインストール手順書

※ソフトウェアが必要ない場合は、不要

(7) 納入形態と部数

製本を2部、電子媒体(CD-ROM)を1部納品すること。

なお、製本については、原則としてA4版で作成するものとする。(図等はA3版でも作成可)

また、電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word, Excel, PowerPoint又はPDFのいずれかで読み込みできるように作成すること。

(8) 納入場所

納入場所：茨城県常総市新石下4310-1(石下庁舎内)

常総市 教育委員会 学校教育課

2. 本事業の実施要件について

(1) 授業支援ツールの提供

授業支援ツールサービスの提供に当たり、前提となる要件は、次のとおり

①サービス提供形態

- ・クラウドサービスで提供すること。
- ・インターネットを経由するすべての通信に対し、SSL/TLSによる暗号化を行っていること。
- ・利用開始より5年間のサービス提供を保証できること。

- ・利用時間は平日日中が主となるが、家庭での持ち帰り学習においても想定しているため、メンテナンス等の時間を除き、原則として365日提供すること。

②利用場所

市立小中学校、市教育委員会及び児童生徒の自宅等

③利用イメージ

- ・児童生徒
1人1台端末を活用して、学校及び家庭で利用する。
- ・教職員
1人1台端末を活用して、授業内外で利用する。
- ・教育委員会事務局職員
各校の活用状況を把握する。

④現在利用している端末の仕様は次のとおり

タブレット端末

	教職員	児童・生徒
OS	Windows 10 Pro Education (x64)	Windows 10 Pro Education (x64)
CPU	Intel(R) Core(TM) i3-10110U CPU @ 2.10GHz	Intel(R) Core(TM) i5-7200U CPU @ 2.50GHz 又は Intel(R) Celeron(R) N4020 CPU @ 1.10GHz
メモリ	4.00GB	4.00GB
内蔵ディスク	SSD128GB	SSD64GB
ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome	

※令和7年度にタブレット端末は更新予定である。

⑤セキュリティ要件

- ・児童生徒の個人情報や評価結果など、機密性の高い情報が含まれるため、外部に漏れることのないよう高いセキュリティが確保されていること。
- ・文部科学省にて策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「教育データの利活用に係る留意事項」を準拠したサービスであること。

⑥その他の要件

- ・既に児童生徒及び教職員に配布している Microsoft アカウントと連携し、シングルサインオンでログインできること。

- ・日本語に対応したユーザーインターフェースであること。
- ・マニュアルを都度参照することなく、感覚的に利用できるインターフェースであること。
また、教職員が児童生徒に利用方法を説明する際にも、容易に説明できるインターフェースであること。
- ・その他の機能要件は、別紙・様式 8「機能要件確認書」に示す事項を可能な限り備えていること。

(2) 授業支援ツールサービスの構築・運用支援

- ①授業支援ツールをインストールする必要がある場合はインストールを行うこと、又は市にインストーラーを提供すること。
- ②ユーザ登録作業における支援を行うこと。
- ③Q A サービスを提供すること。
- ④授業支援ツールのバージョンアップに対応すること。
- ⑤授業支援ツールを、効果的かつ効率的に運用し、維持していくための提案を行うこと。
- ⑥その他有益なサービスがあれば提供すること。

(3) 職員研修

- ①授業支援ツールの利用方法について、教員への理解を深めるための研修を毎年 1 回以上実施すること。なお、オンライン研修も可とする。
- ②研修に係る資料を作成し、提供すること。
- ③ possible の限り研修動画において、録画等を行い提供すること。
- ④その他提供出来る研修又は動画等があれば、開催又は提供すること。

3. 企画提案書の作成について

企画提案書は、下記の点に留意し作成すること。

- ①下記の【企画提案書記載項目】順に作成するとともに、記載内容は当該項目内で完結すること。
- ②記載する内容は、全て本事業における実施義務事項として、提案事業者が実施義務を負うこと。ただし、実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合は、【参考】と明示し、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。
- ③明瞭かつ具体的に記載することとし、専門知識を有しないものでも理解できるように配慮すること。
- ④記載は文章をもって行い、図表等はその補助として用いること。また、ページ番号を記載すること。

⑤A4版20ページ以内で作成すること。やむを得ずA3版で作成する場合は、A4版に折り込むこと。なおA3版1枚は、A4版2ページに換算する。

⑥フォントの種類は制限しないが、文章の文字サイズは10ポイント以上、図表等の文字サイズは7ポイント以上とすること。

【企画提案書記載項目】

項目	記載要領
I 会社概要	<p>○会社概要として、下記の項目について記載すること。</p> <p>①会社・法人等名称、②所在地、③代表者名、④設立年月、⑤資本金、⑥売上高（直近決算期）、⑦従業員数、⑧主な事業内容、⑨保有する公的機関による認証、⑩サポート拠点</p>
II 事業実績	<p>○国、地方公共団体等から受注した本事業と類似する事業の実績を記載すること。</p> <p>○過去の実績を本事業にどのように活用するかを記載すること。</p>
III 実施体制	<p>○本事業の実施体制について記載すること。</p> <p>①実施体制、②責任者の実務経験及び経歴、③各要員の役割分担について記載すること。</p>
IV 基本事項	<p>○本事業の目的を踏まえ、基本的な考え方や基本方針について、記載すること。</p> <p>※提供する授業支援ツール名称を記載すること。</p> <p>※授業支援ツールを長期で利用した際の考え方についても記載すること。</p> <p>○本事業における取組み意欲を記載すること。</p> <p>○提供する授業支援ツールにおいて、文部科学省にて策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「教育データの利活用に係る留意事項」のセキュリティにおける考え方との整合性について記載すること。</p>
V 実施スケジュール	<p>○本事業を実施するにあたり、スケジュールを記載すること。</p> <p>○本市と事業者の役割分担を記載すること。</p>
VI 運用保守	<p>○本事業における運用保守内容を記載すること。</p> <p>①授業支援ツールを利用する際の疑問や対応策におけるQAサービス提供等の解決策を、具体的に記載すること。</p> <p>②授業支援ツールを利用するために必要な技術の習得が期待でき</p>

	<p>る研修計画を記載すること。</p> <p>③授業支援ツールのインストール及びバージョンアップに対する支援について、記載すること。</p> <p>④授業支援ツールのユーザ登録に対する支援について、記載すること。</p> <p>⑤授業支援ツールを、効果的かつ効率的に運用及び維持するための運用計画を具体的に記載すること。</p> <p>⑥その他提案があれば、記載すること。</p>
--	---

4. 機能要件確認書の作成について

以下の基準に基づき回答を記載し、作成すること。

【機能要件確認書回答基準】

項目	回答	回答基準
機能要件	○	可能
	△	一部可能
	×	不可能

また、回答の理由を分かりやすく具体的に記載すること。

※具体的に記載されていない場合、回答を変更する可能性もあることを考慮して記載すること。

5. その他の事項

(1) 業務を実施する環境

①本事業を実施する上で必要となる機材については、本件受注業者（以下「受注者」という。）において準備することとし、その所有経費は契約金額に含まれるものとする。

②本市は、受注者に対し、本事業の遂行に当たり必要となる資料等について、必要に応じて貸与するものとする。

(2) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の扱いは、以下に定めるところによる。

①受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を本市に無償で譲渡するものとする。

②本市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合にお

いても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③受注者は、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

（3）その他の事項

①機密保護

受注者は、データの漏えい、紛失、盗難等を防止する措置をとらなければならない。

②再委託について

原則として、本事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を本市へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本事業に伴う成果物については、受注者が最終責任を負うこととし、これが受注者と再委託先との契約によって担保されていること。

③仕様変更

受注者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議の上、承認を得ること。

④業務分担

本事業について、本市側の作業と受注者側の作業を明確にすること。

⑤記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、本市の指示に従うこと。

⑥その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。